

公表監第6号
平成27年10月16日
(2015年)

西宮市監査委員 亀井 健
同 鈴木 雅一

平成27年8月18日付西監収第27号で受理しました西宮市職員措置請求の監査結果については、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

西 監 発 第 66 号
平成 27 年 10 月 16 日
(2015 年)

請 求 人 様

西宮市監査委員 亀 井 健
同 鈴木 雅 一

「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定により平成 27 年 8 月 18 日付で提出されました住民監査請求について、その結果を次のとおり通知します。

記

第 1 監査の請求

1 請求人

(略)

2 請求書の提出

平成 27 年 8 月 18 日

3 請求の内容

本件職員措置請求書の記述及び請求人の陳述内容等から、請求の要旨を次のとおり解しました。

市長に対し、政務調査費違法支出返還請求事件（下記住民訴訟 2 件）に関わる訴訟代理人弁護士に支払った訴訟費用 2,076,900 円について、法第 243 条の 2 に基づき、同事件に提訴された下記の市議会議員等に返還させることを求める。

(1) 神戸地方裁判所平成 21 年（行ウ）第 4 号 政務調査費違法支出返還請求事件（平成 23 年 5 月 11 日判決。以下「住民訴訟(1)」という。)

ア 弁護士費用

着手金 357,000 円、成功報酬 735,000 円、計 1,092,000 円

イ 対象議員等

①公明党議員団（会派、山田、白井）、②田中正剛（蒼志会、上谷、中川、澁谷）、③西宮グリーンクラブ、④岩下彰、⑤片岡保夫、⑥河崎はじめ、⑦栗山雅史、⑧小林光枝、⑨田中渡、⑩中尾孝夫、⑪森池豊武、⑫石埜明芳、⑬上向井賢二、⑭大石伸雄、⑮喜田侑敬、⑯坂上明、⑰篠原正寛、⑱中村武人、⑲吉岡政和、⑳日本共産党西宮市会議員団、㉑嶋田克興、㉒たかはし倫恵、㉓西田いさお、㉔よつや薫

(2) 神戸地方裁判所平成 24 年（行ウ）第 15 号 政務調査費違法支出返還請求事件（平成 25 年 10 月 16 日判決。以下「住民訴訟(2)」という。）

ア 弁護士費用

着手金 367,500 円、成功報酬 617,400 円、計 984,900 円

イ 対象議員等

(7) 平成 22 年度政務調査費分

①公明党議員団（山田）、②片岡保夫、③栗山雅史、④森池豊武、⑤花岡ゆたか、⑥中尾孝夫、⑦草加智清、⑧木村嘉三郎、⑨上向井賢二、⑩大石伸雄、⑪坂上明、⑫吉岡政和、⑬やの正史、⑭日本共産党西宮市会議員団、⑮ざこ宏一、⑯長谷川久美子

(4) 平成 23 年度政務調査費分

①片岡保夫、②森池豊武、③中尾孝夫、④今村岳司、⑤上向井賢二、⑥大石伸雄、⑦坂上明、⑧吉岡政和、⑨やの正史、⑩日本共産党西宮市会議員団、⑪ざこ宏一

(徴収及び返還の理由)

今村岳司（西宮市長）は、地方自治法第 243 条の 2 第 1 項第 4 号及び同法第 243 条の 2 第 1 項から第 5 項に定められている法律を遵守せず放置（不作為）し、市議会議員（公務員の特別職）から訴訟費用（市民の税金）を徴収しなかったのである。

本件について今村岳司の市長になってからの行為は刑法第 247 条の背任で、議員当時は刑法第 253 条の業務上横領に該当するものと思料する。市議会議員の行為は刑法第 253 条の業務上横領に該当すると思料する。

法第 2 条第 16 項は、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない」と

規定し、同条第 17 項は、「前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする」と規定している。

監査委員は、法第 242 条第 1 項の規定により、請求人が証拠として提出した資料及び住民訴訟(1)と住民訴訟(2)の証拠資料を精査し、法に照らして上記の必要な措置を取ることを請求する。

(添付された事実を証明する書面)

ア 政務調査費違法支出返還請求事件についての弁護士費用に係る文書

イ 住民訴訟(1)判決別紙 1 (本件政務調査費交付額等一覧表)

ウ 住民訴訟(2)判決別紙 1 (本件返還請求額一覧表) 及び別紙 2 (本件政務調査費交付決定額等一覧表)

エ 地方自治法関係条文

第 2 監査の実施

1 請求の受理など

本件職員措置請求は、所要の法定要件を具備していると認められたので、平成 27 年 8 月 31 日、請求を受理することに決定しました。

なお、河崎はじめ監査委員及び杉山たかのり監査委員は、法第 199 条の 2 の規定により利害関係人に該当するので除斥となっています。

2 監査の対象事項

市長に対し、市が政務調査費違法支出返還請求事件（住民訴訟(1)及び(2)）について訴訟代理人弁護士に支払った着手金及び成功報酬に相当する額 2,076,900 円につき、法第 243 条の 2 の規定に基づき、同事件原告らが返還請求の相手方とした市議会議員等に対し、支払いを求めるといふ請求が認められるか否かを監査の対象としました。

3 監査対象部局

西宮市総務局及び議会事務局

4 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を付与した結果、平成 27 年 9 月 15 日、請求人（氏名略）が出席し、監査委員に対して陳述を行いました。

5 関係人に対する調査

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、請求人の指摘事項に対する市当局の反論を文書により求めました。その要旨は、次のとおりです。

請求人は、市長に対し、法第 243 条の 2 の規定に基づいて、議員又は議員であった者に対し、市長が訴訟代理人弁護士に支払った着手金及び成功報酬相当額を請求するよう求めているようですが、そもそも同条は会計職員及び予算執行職員等の賠償責任に関する規定であり、同条第 1 項に規定する職員に議員は該当しないため、同条の適用はありません。

また、市長が住民訴訟の訴訟遂行を委任した弁護士に支払った着手金及び成功報酬相当額を、法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する相手方に請求すべき旨の規定は存在いたしません。

よって、請求人の主張は、理由がなく失当であります。

第 3 監査の結果

1 監査によって確認した事実

(1) 住民訴訟(1)に係る事実経過

ア 平成 20 年 10 月 28 日、平成 19 年度政務調査費について、違法、不当な支出があるとして、市長に対し、当該支出の相手方である会派及び議員らに対してその返還を求めることなどを請求する住民監査請求が行われた。

イ 平成 20 年 12 月 25 日、監査委員がア記載の住民監査請求を却下する旨の結果通知を行った。

ウ 平成 21 年 1 月 21 日、平成 19 年度政務調査費について、市長に対し、本件会派及び議員らに対する不当利得返還請求又は損害賠償請求の義務付けを求める住民訴訟が神戸地方裁判所に提起された。

エ 平成 21 年 4 月 13 日、市が同年 3 月 31 日付け訴訟委任契約書に基づき、着手金として、訴訟代理人弁護士に 357,000 円を支払った。

オ 平成 23 年 5 月 11 日、ウ記載の訴訟について、原告らの請求の一部を認める判決が神戸地

方裁判所において言い渡された。

カ 平成23年6月21日、市が同月6日付け成功報酬額に関する協議書に基づき、訴訟代理人弁護士に735,000円を支払った。

(2) 住民訴訟(2)に係る事実経過

ア 平成23年12月21日、平成22年度及び平成23年度政務調査費について、違法、不当な支出があるとして、市長に対し、当該支出の相手方である会派及び議員らに対してその返還を求めることを請求する住民監査請求が行われた。

イ 平成24年2月17日、監査委員がア記載の住民監査請求には、理由がない旨の結果通知を行った。

ウ 平成24年3月15日、平成22年度及び平成23年度政務調査費について、市長に対し、本件会派及び議員らに対する不当利得返還請求又は損害賠償請求の義務付けなどを求める住民訴訟が神戸地方裁判所に提起された。

エ 平成24年6月20日、市が同月1日付け訴訟委任契約書に基づき、着手金として、訴訟代理人弁護士に367,500円を支払った。

オ 平成25年10月16日、ウ記載の訴訟について、原告らの請求の一部を認める判決が神戸地方裁判所において言い渡された。

カ 平成25年12月27日、市が同月10日付け成功報酬額に関する協議書に基づき、訴訟代理人弁護士に617,400円を支払った。

2 監査委員の判断

法第242条第8項の規定により、本件職員措置請求について監査委員会会議において協議した結果、次のとおり結論を得ました。

請求人は、市長に対し、市が住民訴訟(1)及び(2)について訴訟代理人弁護士に支払った着手金及び成功報酬に相当する額2,076,900円につき、法第243条の2の規定に基づき、同訴訟において原告らが返還請求の相手方とした市議会議員等に対し、支払いを求めることを請求しています。

法第243条の2第1項は、次のように規定しています。

①会計管理者、②会計管理者の事務を補助する職員、③資金前渡を受けた職員、④占有動産を保管している職員、⑤物品を使用している職員（以上「会計職員等」という。）が、故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品若し

くは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。また、①支出負担行為、②支出命令又は支出負担行為等の確認、③支出又は支払、④契約の履行確保のための監督又は検査をする権限を有する職員又はその権限を直接補助する職員で地方公共団体の規則で指定したもの（以上「予算執行職員等」という。）が、故意又は重大な過失により、法令に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。

以上のとおり、本条項は、会計職員等及び予算執行職員等の賠償責任に関する特別の規定であり、本件市議会議員等は、これらの職員に該当しません。したがって、当該条項に基づく支払請求は、その前提を欠くものとなっています。

また、住民訴訟(1)及び(2)の被告であり、これに応訴するか否かの決定権を有するのは、執行機関としての市長であり、原告らが返還請求の相手方とした市議会議員等ではありません。執行機関としての市長がその判断により応訴し、これに伴う訴訟委任により支出した着手金及び成功報酬は、市が自らのための費用としてこれを負担するものであって、住民訴訟において原告らが返還請求の相手方とした者に対し、これを請求すべき根拠はありません。

以上のことから、その余の請求人の主張について判断するまでもなく、本件請求には理由がないものといわざるを得ません。